

府子第98号

平成25年2月28日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長

伊奈川 秀和

(公印省略)

青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び  
適切な利用のための重点的な啓発活動について(依頼)

政府においては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。以下「法」という。)に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」(平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)を決定し、学校、社会及び家庭における教育・啓発を推進するなど、青少年を取り巻くインターネット環境の整備をめぐる新たな課題に、地方公共団体及び民間団体等と連携して取り組んでおり、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及等について、一定の成果を上げております。

しかしながら、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器が急速に普及する一方で、新たなインターネット接続機器におけるフィルタリング等の仕組みを、保護者が必ずしも十分に認識していないのではないかと懸念されているところです。こうした中、携帯電話等の購入や買換えが多く行われる春の卒業・入学・進級の時期を迎えます。

このような状況を踏まえ、内閣府においては、保護者に対する青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための重点的な啓発活動を行うこととし、保護者向け普及啓発パンフレットを内閣府ホームページに掲載するほか、3月にはフィルタリングの利用を呼び掛ける政府広報等を予定するなど、普及啓発活動を推進することとしております。

ついては、貴職におかれましては、当該時期において、下記の事項に御留意いただき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進のため、関係事

業者及びPTAその他の関係団体と連携して、スマートフォンを始めとする新たな機器にも配慮した重点的な啓発活動に、各地域事情等も踏まえて取り組んでいただきませう、お願いいたします。

## 記

### 1 スマートフォンを始めとする新たな機器への対応について

スマートフォンを始めとする新たな機器からインターネットへ接続する際のフィルタリングの普及促進及び適切な利用については、以下の点に留意することが必要です。

- (1) 無線LAN回線を利用したインターネットへの接続やアプリケーションの利用については、有害な情報が含まれるサイトへのアクセス制限を行うフィルタリングソフトやアプリケーションの利用制限を行う制限ソフトを保護者自身によって設定することが必要な場合があること。
- (2) フィルタリングの設定を始めとする各種の設定の変更・削除は、パスワードの入力により行われることが多いことから、パスワードを適切に管理する必要があること。
- (3) アプリケーションを経由したインターネット接続については、フィルタリングが機能しない場合があることから、インターネット接続機能を有するアプリケーションを適切に管理する必要があること。
- (4) アプリケーションの中には、コンピュータウイルスが仕込まれているものなど、危険・有害なものも流通しており、個人情報流出等の被害に遭うおそれがあることから、ウイルス対策ソフトを利用する必要性が高いこと。
- (5) 青少年が使用するスマートフォンを始めとする新たな機器について、フィルタリングが機能しているか、どのようなアプリケーションを使っているかなどについて保護者が把握する必要があること。

### 2 保護者の責務等について

保護者については、法により、青少年のインターネット利用について、その発達段階に応じて、インターネットの利用の状況を把握するとともに、フィルタリングの利用その他の方法によりその利用を適切に管理することとされており、各家庭においては、青少年のインターネット利用に際してフィルタリングやペアレンタルコントロールを活用することなどが求められます。

### 3 事業者の責務について

事業者については、法により、以下のフィルタリング提供義務等が課されていま

す。

- (1) 青少年の携帯電話及びPHSによるインターネット接続については、保護者からの申出がない限りフィルタリングを提供すること。
- (2) 家庭などからのインターネット接続については、原則として利用者からの求めに応じフィルタリングを提供すること。
- (3) パーソナルコンピュータなどのインターネット接続機器については、原則としてフィルタリングソフトウェアをインストールするなど、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で、販売すること。

※ 本通知文及び「保護者に対する普及啓発支援」検討会議報告書は、内閣府のホームページに掲載しています。

(URL) <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

※ 「保護者に対する普及啓発支援」検討会議の検討結果を反映した保護者向け普及啓発パンフレットについても、平成25年3月に内閣府ホームページへの掲載を予定しています。